

「横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等」 の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号。以下「細則」という。）において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条に基づく定期報告に関する規定を定めており、細則第 6 条第 3 項第 1 号及び第 5 項第 1 号の規定に基づき、「横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等（令和 2 年 2 月横浜市告示第 85 号。以下「細則による地下街調査項目等告示」という。）」を定めています。

つきましては、細則による地下街調査項目等告示に関する一部改正について、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 改正の概要

「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）」の一部改正により、法第 12 条第 1 項の規定による調査の方法が「目視」から「目視又はこれに類する方法」となることに伴い、細則による地下街調査項目等告示においても同様に規定をするため、細則による地下街調査項目等告示の一部を改正します。

2 施行予定日

令和 7 年 7 月 1 日

3 意見公募要領

(1) 意見公募期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

(2) ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

①郵送または持参（持参の場合は、平日の 8：45～17：15 にお願います。）

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 市庁舎 25 階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

②ファクシミリ FAX 番号：045-550-3568

③電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

(3) 問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

(4) その他

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。